

第四章 民俗芸能

第一節 無生野の大念仏

むかし一遍上人や空也上人などによって普及された念仏踊りは、全国各地に盛行し山梨県内にもかなり多く行われてきたが、時代の流れとともに次第に姿を消して、現在ではこれに類するもので、小念仏とか百万遍念仏とかが、県内ではわずかに残されるだけになっている状況の中で、いわゆる本格的な念仏踊りとして、現在も確実な伝承を持っているのは、この村の「無生野の大念仏」が唯一のもので、その貴重な民俗遺産としての価値は高く評価され、昭和三十五年十一月七日に山梨県無形民俗文化財に指定された。

しかも指定を受けている無形民俗文化財は、全部で十一に及んでいる中で第六番目に指定され、十一の内容は太々神楽三、人形芝居一、稚児舞一、式三番および能三番二、春駒（箆馬）一、巫女神楽一、獅子神楽一とこの大念仏で、大念仏のほかはすべて神事芸能であるのに対し、この場合はただひとつだけ仏事芸能である点が、一段と貴重さを高めている。

伝承芸能であるから確実な起元は明らかにされていないが、古くは大月方面から伝播したものとされていて、後述する護良親王伝説に照らしてみても、歴史的価値は高いものと推定され、この大念仏の県指定の文化財的な評価は、その演技の内容と、これを末長く伝承しようとする、保存会の熱意にあったものと思われる。

一 護良（もりながあるいはもりよし）親王伝説と大念仏

護良親王は人皇第九十六代後醍醐天皇（在位一三一八年～三九年）の皇子で、大塔宮（だいたうの宮あるいはおおとうの宮）と尊称されたが建武中興の直後、父天皇とともに時の幕府と対立したため、足利直義（ただよし）に捕らえられ、建武二年（一三三五）鎌倉の牢で首をはねられた悲運の皇子であった。

首をはねられた時の親王は、あまりの無念さから、刺客となった淵部義博（伊賀守）を睨みつけたまま死んでいったため、義博はその恐ろしい親王の首級を、足利直義の前へ差し出すことができず、牢獄の近くの竹藪に捨てて逃げ去ったといわれる。たまたまこれを知った親王の寵姫（南の方）の雛鶴姫（北畠親房の娘）が、数人の縦者とともにその首級を探し出して、鎌倉を逃れ、相州（神奈川）河合を経て甲州秋山に入って桜井の裏山にある王沢で休みしたあと、古福志の四ッ堂に七日間逗留し、そののち神野沼田から王野入屋敷を経て無生野へたどりついたといわれている。

無生野へたどり着いたころ雛鶴姫は、すでに親王の子を宿していてしかも臨月の身重であった。当時無生野には人家も少なく宿を乞う家も見当たらないまま、姫は権田橋のたもとで野宿中産気づいてしまったので、従者たちは近くの木の枝や葉を集めて産所をつくり、その中で王子を分娩した。その王子の名は綴連（つづれ）の王子といった。

伝説では以上のような筋書きをたどっているが、その後の語り伝えにはいろいろの内容があって、
一、雛鶴姫は産後すぐ他界し、王子も間もなくはかない命を絶った。

- 二、王子はしばらく生存したが幼児のうちに他界し、雛鶴姫もそのあと間もなく他界した。
- 三、姫は産後間もなく他界したが、王子は十二~三歳まで生存して他界した。

とまちまちであるが、いずれにしても土地の人たちは哀れな運命にさらされた姫と王子の霊を慰めるため、以来念仏講を立てて冥福を祈ったのが、この大念仏の起元になったといわれている。

護良親王―雛鶴姫―綴連王子とにまつわる大念仏の起元は、このような結末で一般に語り伝えられているが、当の生野集落ではもうひとつ別な起元説を伝えている。もちろん親王・姫・王子の冥福を祈って手厚く葬ったということまでは共通した理解をもっているが、大念仏を起こしたのは、地元の者ではなく、護良親王の御子葛城宮（かつらぎのみや＝史実では睦良親王）つまり綴連（つづれ）の王子であるとしている。

この宮は智勇兼備の英雄で、後村上天皇の御代に征夷大將軍に任ぜられるほどであったが、正平十五年（一三六〇）吉野の賀名生（あなう）の乱に走り、以来行方知れずとなり、二十数年後に従者の菅（かん）少郷（しょうごう）の二人とともに秋山の地を訪れ、父護良親王に由緒深い地を永住の場所と定めて念仏会を起こし、祖先の冥福を祈って全村民とともに平穩に暮らし、七十三歳をもって応永九年（一四〇二）三月十六日に世を去った、その人であるとし、生野の人たちはその親王の子孫であると自負している。

二 大念仏の区分

大仏というのは、小念仏に対する呼び方であって、小念仏には踊りは伴わないが、大念仏には踊りが伴うところから、一般的には「念仏踊り」あるいは「踊り念仏」といわれ、現在では両者とも同義のものと考えられているが、正式には共通点はあるけれども基本的には異質のものである。「踊り念仏」は、仏教儀礼として念仏や、和讃を唱えながら霊の鎮魂や鉄送のために踊るものであり、これを芸能として、または娯楽として行う場合に「念仏踊り」と称するのである。

しかし、最近では仏教儀礼としての意義が薄らいできたため、伝承芸能的に演ずる傾向が強くなって、六斎念仏や盆踊りなども含めて、民俗芸能と総称するようになった。したがって、はじめは死者の霊を鎮める目的であった踊り念仏が、やがて芸能化・娯楽化して念仏踊りに変身し華美な服装や仮面をかぶったり採物なども大衆化されていわゆ民俗芸能の風流（ふりゆう）という分類に属するようになったものと考えてよい。

ところで無生の大念仏は、前述の「踊り念仏」か、または「念仏踊り」の、どちらに属するかといえば、その内容からこれは仏教儀礼が多分に含まれ、悪霊を追放し神仏の霊を招く所作が伴っている点 古い形の踊り念仏であると考えてよい。

無生野大念仏の内容

この大念仏を施行するのは、毎年旧暦一月十六日(旧小正月)と、太陽暦の八月十六(盆)の二回で、施行の場所はその年選ばれた当役(とうやく)および相当役(あいとうやく)の家であったが平成二年から地区公民館で行われるようになった。

○大念仏施行の役割り

この無生野地区では、秋山川に沿って上流を上(かみ)下流地域を下(しも)と大きく二分し、上下合わせて四十余戸を六組に分け、各組から一人宛に念仏講にかかわる役員が選ばれ、この六人の中から毎年上・下各一人ずつの当役および相当役が選ばれる(当役・相当役は選ばれた二人の間で話し合いで決める)。旧正月施行の場合の家は当役の家で、盆施行の場合は相当役の家が当てられた。

○小役(こやく)

当役および相当役を助けて諸準備を行う役割を果たす者を小役といい、前記六組から一人ずつ選ばれる。もともとこの念仏講の保存会は、無生野地区全員で構成されているので、役員以外の者もすすんで準備に参加するが、小役に選ばれた者はそれらの人たちの指揮に当たる組の代表者である。

講の運営は現在県や村などからの文化財保護の補助金でまかなわれているが、文化財指定以前は、大念仏で浄められたお礼に各戸に配って浄財を集め、それで行われたという。

旧正月、盆の各大念仏施行の日の夕方、当役の家には役員をはじめ集落の老若男女が集まり、男性たちは道場づくりやその他の準備を整え、女性たちは大念仏終了後の直会(なおらい＝打ちあげ)のための酒宴の準備をすすめた。

要するにここに載せてある家譜は、親王の後裔である羽部月吉が宝暦年間(一七五一―一六三)に、それまであった家譜に増録したもので、内容には曖昧のところがあリ真偽は決せられないという解釈である。

前後者いくつかの話はいずれも伝説の域を出ないものであるから、このことはともかくとして、大念仏そのものはこの二つの伝説とかかわっていることは確かであると考えたい。